

誓 約 書

年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

申込者 住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人名
及び代表者の氏名を記載してください。

このたび、岐阜県の県有財産購入申込みにあたり、下記の事項に相違ない旨確約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、下記2について、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者ではありません。
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次のアからケまでのいずれかに該当する者ではありません。
 - ア 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等(法人にあつては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
 - カ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等
 - ケ イからクまでのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし(クに該当する場合を除く。)、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。